

各都道府県消防主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

### エアゾール製品の適正な保管について

危険物行政に係る指導につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、別添 1 のとおり神奈川県川崎市において、エアゾール製品を大量（約 19 万 8 千本）に保管している倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要しました。

調査の結果、保管されていたエアゾール製品の内容物は危険物第四類第一石油類に該当し、指定数量を大幅に超えて保管されていたにもかかわらず、消防法第 10 条に基づく仮貯蔵の承認及び第 11 条に基づく許可を受けていなかったこと、また、当該エアゾール製品は、噴射剤として使用されている液化石油ガスの総量が消防法第 9 条の 3 に規定する数量以上であったにもかかわらず、消防機関に届出がなされていなかったことが判明しました。

これらの消防法違反の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足等が考えられることから、同様の事案の有無について必要に応じ立入検査などにより把握するとともに、倉庫業者等の関係者に対し、火災発生の防止と保安管理の一層の徹底を図るため、下記事項の周知徹底を行うなど、御指導いただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、この旨都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、社団法人日本倉庫協会、社団法人日本エアゾール協会、LP ガス団体協議会、社団法人日本ガス石油機器工業会及び社団法人全日本トラック協会に対して別添 2 のとおり依頼しておりますので、念のため申し添えます。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものです。

### 記

#### 1 危険物に関すること

- (1) エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあること。
- (2) エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合、消防法等の関係規定を順守すべきこと。

#### 2 消防法第 9 条の 3 に関すること

- (1) エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあること。
- (2) エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合に

は、消防機関への届出が必要であること。

- (3) 液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：中本 玉越

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

## 神奈川県川崎市の倉庫火災

### 1 発生日時

覚知時刻：平成 23 年 9 月 27 日 18 時 28 分

鎮圧時刻：平成 23 年 9 月 28 日 5 時 3 分

鎮火時刻：平成 23 年 9 月 30 日 7 時 40 分

### 2 発生場所

所在：神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘

用途：倉庫

### 3 出火建物の概要

構造：鉄骨造

階数：2 階

建築面積：2, 0 2 9 m<sup>2</sup>

のべ面積：3, 6 2 8 m<sup>2</sup>

### 4 概要

川崎市宮前区で、危険物第四類第一石油類が入っているエアゾール製品約 19 万 8 千本（約 11 万 4 千ℓ、指定数量の約 570 倍）が無許可で貯蔵されていた倉庫で火災が発生し、出火建物が全焼した他、隣接建物及び敷地内車両等が焼損した。

### 5 出火原因

調査中

### 6 出場消防隊

29 隊

消防危第 217 号  
平成 23 年 10 月 7 日

社団法人日本倉庫協会会長  
社団法人日本エアゾール協会会長  
日本 LP ガス団体協議会会長  
社団法人日本ガス石油機器工業会会長  
社団法人全日本トラック協会会長

殿

消防庁危険物保安室長

## エアゾール製品の適正な保管について

先般、神奈川県川崎市において、エアゾール製品を大量（約 19 万 8 千本）に保管していた倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要しました。

調査の結果、保管されていたエアゾール製品の内容物は危険物第四類第一石油類に該当し、指定数量を大幅に超えて保管されていたにもかかわらず、消防法第 10 条に基づく仮貯蔵の承認及び第 11 条に基づく許可を受けていなかったこと、また、当該エアゾール製品は、噴射剤として使用されている液化石油ガスの総量が消防法第 9 条の 3 に規定する数量以上であったにもかかわらず、消防機関に届出がなされていなかったことが判明しました。

また、これらの消防法違反の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足等が考えられます。

つきましては、貴団体会員に対し、下記事項について周知徹底をお願いします。

## 記

## 1 危険物に関すること

- (1) エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあること。
- (2) エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合、消防法等の関係規定を順守すべきこと。

## 2 消防法第 9 条の 3 に関すること

- (1) エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあること。
- (2) エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には消防機関への届出が必要であること。
- (3) 液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：中本 玉越

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534